

前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>○<u>前橋市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第9号の規定に基づく事業を行うことにより、障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、本市に<u>地域活動支援センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>地域活動支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市地域活動支援センターこころ</td> <td>前橋市朝日町三丁目21番14号</td> </tr> <tr> <td>前橋市地域活動支援センターおご</td> <td>前橋市堀越町607番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市地域活動支援センターみやぎ</td> <td>前橋市鼻毛石町2271番地8</td> </tr> <tr> <td>前橋市地域活動支援センターかさかわ</td> <td>前橋市粕川町前皆戸194番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市地域活動支援センターふじみ</td> <td>前橋市富士見町小沢117番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>地域活動支援センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>地域活動支援センター</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>地域活動支援センター</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 指定管理者は、この条例で定める管理の基準に従い、<u>地域活動支援センター</u>を適正に市民の利用に供しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、<u>地域活動支援センター</u>を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p>	名称	位置	前橋市地域活動支援センターこころ	前橋市朝日町三丁目21番14号	前橋市地域活動支援センターおご	前橋市堀越町607番地1	前橋市地域活動支援センターみやぎ	前橋市鼻毛石町2271番地8	前橋市地域活動支援センターかさかわ	前橋市粕川町前皆戸194番地1	前橋市地域活動支援センターふじみ	前橋市富士見町小沢117番地4	<p>○<u>前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第9号の規定に基づく事業を行うことにより、障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、本市に<u>福祉作業所</u>(以下「<u>作業所</u>」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>作業所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市第一福祉作業所</td> <td>前橋市上佐鳥町539番地2</td> </tr> <tr> <td>前橋市第二福祉作業所</td> <td>前橋市上佐鳥町539番地2</td> </tr> <tr> <td>前橋市第三福祉作業所</td> <td>前橋市元総社町二丁目20番地6</td> </tr> <tr> <td>前橋市大胡福祉作業所</td> <td>前橋市堀越町607番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市宮城福祉作業所</td> <td>前橋市鼻毛石町2271番地8</td> </tr> <tr> <td>前橋市粕川福祉作業所</td> <td>前橋市粕川町前皆戸194番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市富士見福祉作業所</td> <td>前橋市富士見町小沢117番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>作業所</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>作業所</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>作業所</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく<u>規則</u>で定める管理の基準に従い、<u>作業所</u>を適正に市民の利用に供しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、<u>作業所</u>を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p>	名称	位置	前橋市第一福祉作業所	前橋市上佐鳥町539番地2	前橋市第二福祉作業所	前橋市上佐鳥町539番地2	前橋市第三福祉作業所	前橋市元総社町二丁目20番地6	前橋市大胡福祉作業所	前橋市堀越町607番地1	前橋市宮城福祉作業所	前橋市鼻毛石町2271番地8	前橋市粕川福祉作業所	前橋市粕川町前皆戸194番地1	前橋市富士見福祉作業所	前橋市富士見町小沢117番地4
名称	位置																												
前橋市地域活動支援センターこころ	前橋市朝日町三丁目21番14号																												
前橋市地域活動支援センターおご	前橋市堀越町607番地1																												
前橋市地域活動支援センターみやぎ	前橋市鼻毛石町2271番地8																												
前橋市地域活動支援センターかさかわ	前橋市粕川町前皆戸194番地1																												
前橋市地域活動支援センターふじみ	前橋市富士見町小沢117番地4																												
名称	位置																												
前橋市第一福祉作業所	前橋市上佐鳥町539番地2																												
前橋市第二福祉作業所	前橋市上佐鳥町539番地2																												
前橋市第三福祉作業所	前橋市元総社町二丁目20番地6																												
前橋市大胡福祉作業所	前橋市堀越町607番地1																												
前橋市宮城福祉作業所	前橋市鼻毛石町2271番地8																												
前橋市粕川福祉作業所	前橋市粕川町前皆戸194番地1																												
前橋市富士見福祉作業所	前橋市富士見町小沢117番地4																												

(委任)
第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)
第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。